情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第174回）議事概要

１　日　時

令和８年１０月２９日（木）１６時００分～１６時５８分

２　場　所

Ｗｅｂ会議による開催

３　出席者

（１）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上９名）

（２）専門委員（敬称略）

関口　博正

（以上１名）

（３）総務省

平松　寛代（基盤整備促進課長）、
道方　孝志（サイバーセキュリティ統括官付参事官）、
本村　優希（基盤整備促進課課長補佐）、
廣瀬　謙（基盤整備促進課課長補佐）

（４）事務局

石井　貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

４　議　題

（１）答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）【諮問第3220号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案等を修正した上で改正することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第 46 号）による最終保障提供責務（複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の提供を確保すること）等の導入に伴い、情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」一次答申（令和８年２月 17 日）及び同三次答申（令和８年 10 月９日）を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部の改正について、答申を行ったもの。

（２）諮問事項

ア　国立研究開発法人情報通信研究機構法第 18 条第 5 項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について【諮問第 3223 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

国立研究開発法人情報通信研究機構法の第 18 条第５項の規定に基づき、同法第 18 条第２項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について、諮問を受けたもの。

イ　ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第 3224 号】

審議の結果、本件について、意見募集を実施することを決定した。

【内容】

電気通信事業法第 169 条第１号の規定に基づき、同法第 110 条の４第１項の規定による第二種交付金の額及び交付方法並びに同法第 110 条の５第２項において準用する同法第 110 条第２項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省ＨＰにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担　当：総務省情報流通行政局総務課審議会係　石井・下条
電　話：０３－５２５３－５６９４
メール：ip-council_atmark_soumu.go.jp
（_atmark_を@にしてください）